

夫が会社を辞めたときは、妻の国民年金の加入期間にも影響しますので、整理しておきましょう。

夫の退職日と夫の扶養に入っていた妻のケース

① 6月30日(月末)に夫が退職した場合

夫	厚生年金		国民年金 1号	
	...	5月	6月	7月 8月
妻	国民年金 3号		国民年金 1号	
	...	5月	6月	7月 8月

夫の厚生年金の加入期間は6月まで
 ▶妻の国民年金第3号被保険者の期間も6月まで
 ▶夫婦ともに市区町村の国民年金課へ国民年金の切り替え届を提出し、7月から国民年金の被保険者

② 6月28日(月末以外の日)に夫が退職した場合

夫	厚生年金		国民年金 1号	
	...	5月	6月	7月 8月
妻	国民年金 3号		国民年金 1号	
	...	5月	6月	7月 8月

夫の厚生年金の加入期間は5月まで
 ▶妻の国民年金第3号被保険者の期間も5月まで
 ▶夫婦ともに市区町村の国民年金課へ国民年金の切り替え届を提出し、6月から国民年金の被保険者

妻が夫の扶養に入って国民年金第3号被保険者に該当したときの手続きは、平成14年4月から夫の会社が行うことになりましたが、その前は妻自身が手続きを行う必要があったので、届け出がもれているケースがあります。

和成さん夫妻のケース(6月28日・退職⇒7月1日・転職先に入社)

夫婦ともに国民年金への切り替え手続きを自ら国民年金課で行う

夫	厚生年金		国民年金 1号		厚生年金	
	...	5月	6月	7月	8月	
妻	国民年金 3号		国民年金 1号		国民年金 3号	
	...	5月	6月	7月	8月	

和成さんの転職先の会社が、和成さんの厚生年金の加入手続きと妻の国民年金第3号該当の手続きを行う
 ▶この手続きが行われると、自動的に夫婦ともに国民年金1号から切り替わる

【国民年金の3号に該当したときの手続き】

- 平成14年4月からは、夫の会社が行うこととなっている
- 平成14年3月までは、妻自身が市区町村の国民年金課で手続きを行うことになっていたため、手続きがもれているケースがある

Topics

年次有給休暇の消化と退職日

退職時に年次有給休暇(以下、年休)を消化する場合は注意が必要です。たとえば、6月30日退職で最終出勤日が6月13日、6月14日から退職日まで年休を消化するケースです。年休を消化する日も会社に在籍していますので、6月30日以前の年休消化中に転職先で厚生年金に加入すると、期間が重なってしまいます。転職先の入社日を7月1日以降とするなどの対応が必要です。



横山玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/

年金の加入期間は月単位で数えます。

保険料を負担する期間がわかれば、加入期間も理解できます。



先生
社会保険
労務士

和成
40歳
会社員

退職日と厚生年金の加入期間・保険料

保険料は原則として発生月の翌月控除

退職日が月の末日の場合

↓

退職月の保険料が発生

↓

退職月まで厚生年金保険に加入

※退職月の翌月に支給する給与がない場合は、最後の支給月に2カ月分の保険料を控除することがある

退職日が月の末日以外の場合

↓

退職月の保険料は発生しない

↓

退職月の前月まで厚生年金保険に加入

和成 7月1日付で転職先に入社が決まり、今の会社は6月28日(金曜日)で退職です。

先生 そうすると、6月の1カ月だけ国民年金に加入する手続きが必要ですね。

和成 29日(土曜日)と30日(日曜日)の2日間しか空いていませんし、土・日曜日だから関係ないかと思っていました。

先生 退職日が6月末日だと6月分の厚生年金保険料がかかり、6月まで厚生年金に加入していたことになりません。でも、和成さんは28日退職なので、6月分の保険料がかからず、厚生年金の加入期間は5月までになります。

和成 6月は28日まで在籍していても、厚生年金の加入期間にはならないですね。

先生 そうです。月末退職と月末以外での退職の違いは、厚生年金の加入期間で言うと、1カ月の違いになります。

和成 つまり、次の就職まで2日間しか空いていなくても、国民年金の加入手続きをしなかつたら、加入期間が空いてしまうということですね？

先生 そういうことです。こういう空き期間は気づきにくいのですが、配偶者の加入期間にも影響があるので、注意が必要です。